



# 青色だより

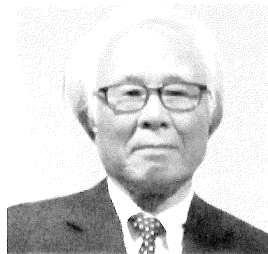
税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

**福岡県青色申告会連合会**

発行人 会長 梅原 祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40  
大樹生命福岡祇園ビル3階  
TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

## 第57回 青色申告会北部九州ブロック大会が盛大に開催されました



梅原 祐治 会長

皆さん、こんにちは。  
ようこそ北九州市へお越しいただきありがとうございました。  
皆さんご案内のとおり、北九州市は昭和39年に旧小倉市、門司市、若松市、八幡市、戸畑市の5つの都市が合併して誕生いたしました。当時は、100万人を超える大都市でしたが、今は96万人程度の都市です。人口は当時と比べると小振りになりましたが、町は綺麗に整備され大変住みやすくなりました。今年は、八幡東区にある皿倉山から眺望する夜景が日本3大夜景に指定されました。また、響灘クルーズも人気があります。夜の街も賑わいがあります。どうぞ北九州の街を楽しんでください。

さて、本日は、第57回青色申告会北部九州ブロック大会を開催いたしましたところ、局連傘下各会より会長様はじめ、役職員並びに会員の皆様には、ご多用の中、また、遠方にもかかわらず、ご出席をいただき有難うございました。

なお、吉井浩福岡国税局長様をはじめご来賓の皆様には、本大会の第二部よりご臨席をいただく予定であります。  
本年は、天皇陛下が退位され、元号が令和となり、新今上天皇の下に、新しい時代が始まります。昨日、新天皇陛下の即位の儀がめでたく取り行われ名実ともに新しい時代の夜明けとなりました。この良き日に、第57回青色申告会北部九州ブロック大会を開催することができる事は、大変意義深いことであり、喜ばしいことでもあります。

ところで、本年は、10月から消費税が10パーセントに引き上げられました。同時に、一部食料品などは、8パーセントに据え置かれ、複数税率が導入されました。われわれ青色申告会会員にとっては、記帳内容が煩雑になり、現場では、混乱が生じることが予想されます。これに対処するには、税務ご当局と密に連携協調を図り、確定申告期に、混乱が生じないよう自己研鑽に努めてまいりたいと存じます。

先程開催されました当連合会の定時総会において、本年度の事業計画が承認されました。最重点事業として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の周知、徹底。消費税率の引き上げと併せて軽減税率制度が実施されることに伴い、その内容の研鑽と周知。白色申告者記帳義務化による記帳指導の充実強化及び、ICTの普及推進。そして組織強化の一環としての公益社団化の推進を掲げました。これらの項目は、それぞれ大変重要であります。各会におかれましては、所管の税務署の担当官と十分な連携協調を図り、所属会員のご理解をいただきながら、それぞれの事業を推進していただきますようお願い申し上げます。

又、本大会では全青色の綿貫常務理事よりご講演をいただきますが、テーマは「新たな時代を迎え青色申告運動を強力に展開」です。我々個人事業者が、この激動する令和の時代をどのように生きぬいていけばよいのか。講演ではそのヒントが聞けるものと思います。どうぞ最後までご聴講の上、十分な研鑽を積まれますようお願いいたします。

令和元年10月23日

北部九州青色申告会連合会 会長 梅原 祐治



講演をされる福岡国税局 吉井 浩 局長

### 個人事業税 納付期限のお知らせ

平成30年分所得税の申告書を提出された方は、同時に個人事業税の申告も行ったものとみなされます。課税される事業所には各県税事務所から納税通知書が送られてきますので、下記の期日までに納めて下さい。納めた事業税は経費（租税公課）になります。

なお、事業税額等のご不明な点がございましたら、お気軽に事務局までお問い合わせください。

※年税額が1万円以下の場合は、9月2日までに全額納めます。

個人事業税 第1期 納付期限	9月2日(月)
個人事業税 第2期 納付期限	12月2日(月)

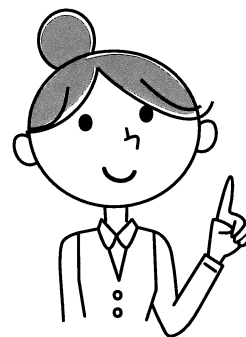
### 所得税 予定納税(減額申請)のお知らせ

平成30年分所得税の年税額が15万円以上の方は、7月に年税額の1/3の金額を、11月にも年税額1/3の金額を事前に納める（合計2/3の税額を前払いする）ことになっています。但し一定の基準を満たせば、減額することもできます。詳しくは事務局までお尋ね下さい。

納めた所得税は経費になりません。事業主貸で記帳して下さい。

所得税の予定納税額の減額申請期限	11月15日(金)
所得税の予定納税額の納付期限	12月2日(月)

### 会費の口座振替手続きについて



まだ会費の口座振替手続きがお済みでない会員さまには、口座振替依頼書を同封致しております。

**11月18日(月)**が締め切りですので、

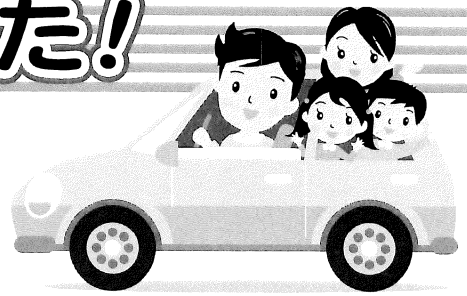
それまでにご郵送又はご持参下さいませようお願い致します。

**12月27日(金)**が口座振替日です。

来月の会報と一緒に**明細書**をお送りします。

# クルマの税金が下がりました!

消費税率の引き上げに伴う負担を軽減しようと、国も色々と政策を打ってます。その中のひとつが、先月の会報でもご紹介したキャッシュレス・ポイント還元ですが、今回は自動車の税金引き下げについてご紹介します。



## 自動車税が減税!

自動車税は、毎年4月1日時点でのその車の所有者に課税される税金で、所有している車の用途や排気量に応じて税額が異なります。2019年10月以降に新車を購入した場合、今回の自動車税減税の対象となり、税額は次のとおり、現行のものに比べると最大約15%の減税となります(排気量が4000ccまでのものを抜粋して記載しております)。

排気量	現行の自動車税額(円)	2019年10月以降の税額(円)
660cc超~1000cc以下	29,500	25,000
1000cc超~1500cc以下	34,500	30,500
1500cc超~2000cc以下	39,500	36,000
2000cc超~2500cc以下	45,000	43,500
2500cc超~3000cc以下	51,000	50,000
3000cc超~3500cc以下	58,000	57,000
3500cc超~4000cc以下	66,500	65,500

## 自動車取得税が廃止に!

車両を購入したときにかかる自動車取得税(取得価額の最大3%)が10月以降廃止され、購入した車両の環境性能に応じて課税される自動車税「環境性能割」という税金が新たに導入されます。環境性能割は、電気自動車等については非課税、その他は省エネ法の燃費基準達成度などに応じた税率(1~3%)が取得価額に応じて課税される制度となり、2019年10月から1年間は1%の軽減措置があります。

## エコカー減税等は延長!

自動車重量税のエコカー減税が2年間延長(~2021年4月30日)、グリーン化特例も2年間延長(~2021年3月31日)されることになりました。

今後、自動車の購入を検討している方はご参考ください。

## 弁護士による無料相談行います!



弁護士の橘先生による無料相談

事業経営のトラブルだけではなく、プライベートな相談でも悩み事があれば一度ご相談に来ませんか?

ご希望の方は下記の日程をご確認の上、事前に事務局までご予約ください。

11月29日(金) 15:00~17:00

## 税務相談日のお知らせ

税理士による無料相談  
ご相談の際は、ご予約をお願い致します。

11月11日(月)・21日(木)・12月2日(月)

10時~12時 / 13時~16時

※所得税・消費税・相続税・贈与税等々  
※上記は都合により変更する場合がございます。

今月の行事予定日	行事予定日	行事内容
	11月11日(月)・21日(木)	税務相談日
	11月12日(火)	青色申告会日帰りバスツアー (※事務局は留守にします)
	11月25日(月)	全青色共済・傷害特約 口座振替日
	11月27日(水)	全青色傷害・疾病入院補償 口座振替日
	11月29日(金)	法律相談日
	12月2日(月)	税務相談日

# ふくおかNEWS

メール: info@aiiro-f.com  
H P: http://aiiro-f.com/  
Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176  
当会発信専用番号:070-5416-5221

## 編集後記

先日、北部九州ブロック大会が小倉で開催されました。

お忙しい中ご参加くださった会員の皆さま、ご協力ありがとうございました。

すっかり秋ですね。11月はバスツアーの予定があるので、おいしいものを食べて、紅葉をみて、秋を満喫できたらいいな~と思います。